

令和6年監公表第3号

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第7項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月4日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

1 監査の種類

財務監査及び行政監査並びに財政的援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財務監査及び行政監査

健康未来部（子ども未来課）

(2) 財政的援助団体等監査（公の施設の管理を行わせているもの）

社会福祉法人大府市社会福祉協議会（神田児童老人福祉センター北崎分館）

社会福祉法人愛光園（発達支援センターおひさま）

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務監査及び行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(2) 財政的援助団体等監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 財務監査及び行政監査

実施期日 令和6年1月30日

実施範囲 令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行した事務
（ただし、令和4年度は、補助金及び交付金に関する事務に限る。）

実施項目 事務の執行

(2) 財政的援助団体等監査

実施期日 令和6年1月30日

実施範囲 令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行した事務

実施項目 当該財政的援助等に係る事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において次の事項が認められる。

(1) 財務監査及び行政監査

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 財政的援助団体等監査

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし